

専門委員会における検討状況について（公共交通機関の施設）

1 経緯

国土交通省は、公共交通分野のバリアフリー水準の底上げを図るため、平成 30 年 3 月にバリアフリー法（※1）に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（以下「交通バリアフリー基準」といいます。）及び「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）」（以下「ガイドライン」といいます。）を改正しました。

新たな交通バリアフリー基準及びガイドラインと整合性を図ることを目的として、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則に規定する公共交通機関の施設の整備基準（以下「整備基準」といいます。）の見直しを行うとともに、本市における運用上の課題もあることから、国の動向への対応とともに検討を行っています。

※1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

2 検討の進め方

整備基準の改正について検討したのち、それに基づいて、施設整備マニュアル〔公共交通機関の施設〕（以下「マニュアル」といいます。）の見直しを行います。

3 検討項目

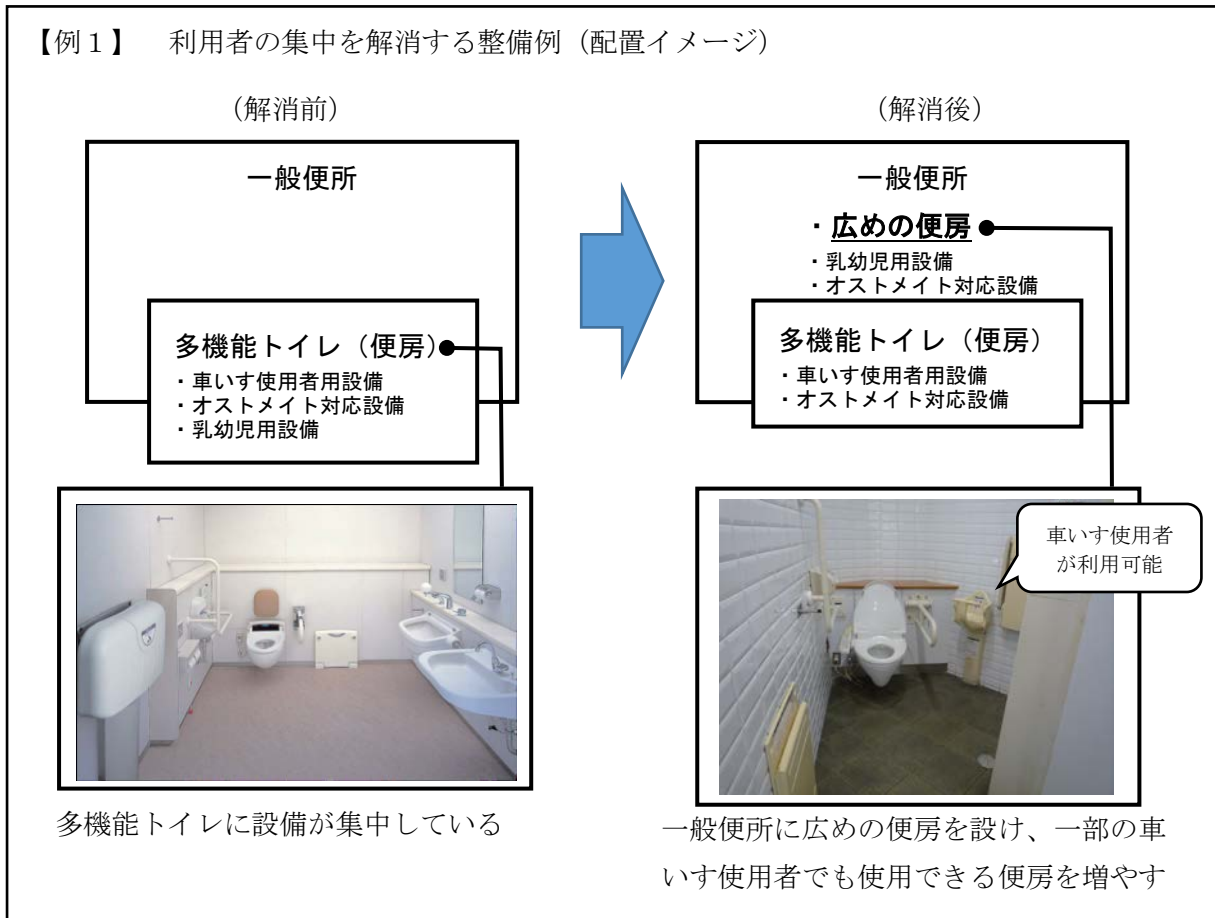
(1) 検討状況

これまでに3回の専門委員会を開催し、以下3項目（ア～ウ）の改正方針についてご了承いただきました。

ア 便所	
改正方針	<p>① 多機能トイレへの利用者集中を解消するため、多機能トイレを想定した現行の整備基準の構成から、「機能分散」が可能な構成に変更します（※2）。</p> <p>② 乳幼児用設備の設置を新たに基準化するとともに、おむつ交換台の設置場所を便房内に限定しないこととします。</p> <p>③ 便所の男女別及び構造を音や点字等の方法で示す設備の設置を基準化します。</p>

※2 本市の「機能分散」の考え方は、車いす使用者以外を対象とする設備については多機能トイレからの完全な分離は求めず、一般便所におけるそれらの機能の増設により、多機能トイレへの利用者集中の解消を図るものとします（施設整備マニュアル〔建築物編〕増補版で示した内容と同様）。

【例1】 利用者の集中を解消する整備例（配置イメージ）



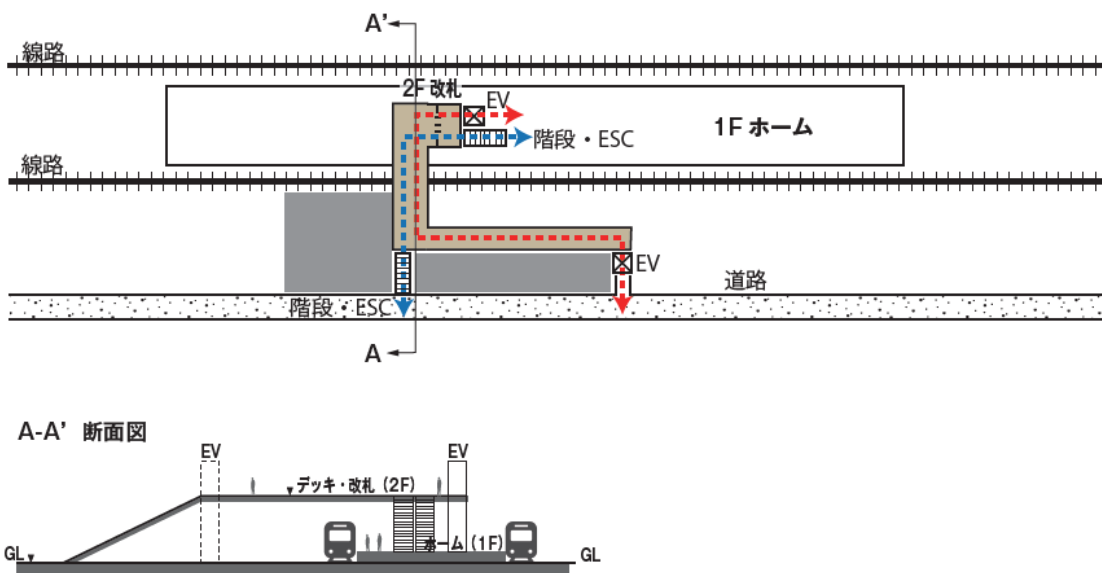
イ バリアフリールート（移動等円滑化経路）（※3）

改正方針

- ① 国の改正基準に沿った対応とします（資料3-1参照）。
- ② 工事の規模やその内容によって、やむを得ず原則どおりに設計できない理由等について事前協議時に確認します。

※3 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路において、床面に高低差がある場合に、傾斜路又はエレベーターを設置して段差解消した経路をいいます。主要なルートとバリアフリールートが一致することを原則とします。

【例2】主要なルートとバリアフリールートが一致していない駅の例



ウ エレベーター

改正方針

- ① 旅客施設の利用の状況を考慮してエレベーターの台数、大きさを定めることを基準化し、大きさを決める際に参照する表及び「優先マーク」の設置推進についてマニュアルに記載します（資料3-1参照）。
- ② 乗降ロビー付近に段差がある場合、転落の危険があることをマニュアルに記載し、事例もあわせて紹介します（資料3-2参照）。
- ③ 聴覚障害者に配慮した設備をマニュアルで紹介します。

(2) 今後の検討

今後は、案内表示や視覚障害者誘導用ブロック等について検討します。

また、設計の際に配慮してほしいポイント等、専門委員会でいただいた様々なご意見については、マニュアル見直しの際に詳細を検討する項目として蓄積しており、今後の検討に活用します。

4 専門委員会の開催状況

(1) 平成 30 年度第 3 回（平成 30 年 12 月 14 日（金））

検討内容：便所

(2) 平成 30 年度第 4 回（平成 31 年 2 月 20 日（水））

検討内容：便所、バリアフリールート

(3) 平成 31 年度第 1 回（平成 31 年 4 月 26 日（金））

検討内容：バリアフリールート

5 今後のスケジュール（予定）

- 8 月頃 令和元年度第 3 回専門委員会（公共交通機関の施設の検討として 4 回目）
検討内容：案内表示、視覚障害者誘導用ブロック など
- 11 月頃 第 44 回推進会議
検討内容：改正基準の素案 など
- 12 月頃 市民意見公募
- 2 月頃 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則 改正・公布